

北五葉ふれあいのまちづくり協議会

【防 災 部】



地域おたすけガイド (災害初動対応計画書)

平成26年度作成

平成27年6月修正
令和5年12月修正

《地域おたすけガイドについて》

- 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動するとき活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが原則です。
- 地域の皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。



ふれまち防災部運営本部設置基準

●震度5弱以上の地震による災害が発生した場合。

活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、助けを必要としている方の多くが近隣の方々の助け合いにより救出されました。地震等の大規模な災害時には、消防などの公的な救助機関が現場に駆けつけるとは限りません。

初動時には、近隣の方々による助け合い（共助）が重要です。周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

防災部運営本部設置場所	北五葉地域福祉センター ※		
ブロック本部設置場所	ブロック単位での本部は、設置しない		
防災資機材庫の場所	夏堀公園	五葉松公園	北五葉ショッピングセンター(UR 第一団地)
緊急避難場所・避難所 ★西鈴蘭台地区	⑥鈴蘭台中学校	⑦北五葉小学校	※○数字は、北区の避難所番号
一時避難場所	各集会所		
一時避難場所（公園）	夏堀公園	五葉松公園	中尾公園
	荒神谷公園 ★安全マップ外		
屋外の緊急避難場所	鈴蘭公園	南五葉小学校 グラウンド	ひよどり越墓園
100t 耐震性防火水槽	夏堀公園	五葉松公園	<u>どちらもポンプ有</u>
40t 防火水槽	崎ヶ谷北公園	西夏堀公園	ハイツ西鈴蘭台
防災行政無線の設置場所	北五葉地域福祉センター	鈴蘭台第1団地 第2集会所	北五葉自治会館
災害時要援護者 名簿保管場所	北五葉地域福祉センター		

※ 福祉避難所として開設される場合があるので留意すること。

五葉松公園 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：北五葉1丁目10番

鍵保管場所：地域福祉センター

品名	数量	購入年
スコップ	5	H11A1
バール	4	H11A1
ノコギリ	3	H11A1
斧(オノ)	1	H11A1
ツルハシ	3	H11A1
とび口	2	H11A1
ハンマー	2	H11A1
簡易ジャッキ	3	H11A1
ポリバケツ(蓋つき)	6	H27119
折り畳み担架	2	H11A1
救助用ロープ(黄)	1	H11A1
ヘルメット	15	H11A1
腕章	64	H11A1
携帯用電灯	3	H11A1
ソーラー充電式電灯	2	H11A1
トランジスタメガ	1	H11A1
広報拡声器	1	H11A1
発動発電機	1	H11A1
投光器	1	H11A1
ハロゲンライト	2	H11A1
コードリール	1	H11A1

延長コード	1	H 1 1 4 1
台車	2	H 1 1 4 1
一輪車	2	H 1 1 4 1
折り畳み式リヤカー	1	H 1 1 4 1
脚立	1	H 1 1 4 1
サルベージシート	2	H 2 7 1 1 9
消火器	2	H 1 4 4 1 2
フライパン (大)	5	H 1 5 1 2 4
フライパン (小)	5	H 1 5 1 2 4
中華鍋	1	H 1 5 1 2 4



夏堀公園 防災資機材庫 保管リスト

設置場所：北五葉4丁目6番

鍵保管場所：地域福祉センター・北五葉自治会館

品名	数量	購入年
スコップ	4	H11A1
バール	3	H11A1
ノコギリ	3	H11A1
斧(オノ)	1	H11A1
ツルハシ	3	H11A1
とび口	2	H11A1
ハンマー	2	H11A1
簡易ジャッキ	3	H11A1
折り畳み担架	1	H11A1
布バケツ	19	H11A1
ヘルメット	15	H11A1
携帯用電灯	3	H11A1
トランジスタメガホン	1	H11A1
広報拡声器	1	H11A1
一輪車	2	H11A1
脚立	1	H11A1
消火器	4	H14A12
車椅子	4	H15A24
軍手	50	H15A24



災害時の行動

地震（災害発生直後）

個人の行動

1. 地震発生直後の安全確保

《安全の確保》

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
※ガスコンロや石油ストーブなどは、無理をして火を消す必要はない。
- ブレーカーを切る。
- 家族の安全を確認する。
※離れている場合は、災害伝言ダイヤル（171）等を活用しましょう。
- 割れたガラスなどに注意する。
- 出入り口の扉を開ける。
- 庭に出る。
- 火災が発生すれば消火器などで初期消火を行う。

《情 報》

- ラジオ・テレビなどで情報の確認。
- ひとり暮らしの人の確認。

《生 活》

- 浴槽や水の貯められそうな容器に水を貯める。
- 家屋の損傷の確認。

《携行品》

- 防災袋を持参する。
※携帯ラジオ・電池・充電器などを含む。
- 携帯電話を持参する。
- お金・免許証・保険証などの貴重品を持参する。

《移 動》

- 神戸市広報紙「くらしの防災ガイド」を参考に避難経路を考える
- 緊急避難場所・避難所へ移動する。

防災福祉コミュニティとしての活動

1. 防災部運営本部の立ち上げ

- 防災部運営本部に役員(各自治会などの責任者)が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理(備蓄品、資機材)班などの活動班の編成を行う。
- 本部(地域福祉センター)に地域の地図、防災マップ、(災害時要援護者名簿)などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 統括防災リーダーは、情報作戦班が収集した被害情報をもとに、被害状況に応じて、各班に活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護など)を出す。
- 活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。
- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 各活動班長は、資機材庫で消火や救助など対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

2. 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線などで地震情報などの収集を行う。
- 収集した地震情報は、伝令などにより伝達する。
- 伝令などにより、各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
※地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよい。

3. 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力し安否確認を行う。
※ドアなどに安否確認済みの目印をつけたり、安否不明者宅に連絡票を張るなどの対応も効果的です。

4. 消火活動

- 耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具などを活用し、初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。避難所に避難する途中など。
- 消火活動人員の割り振りをする。
※火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

5. 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
※救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6. 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況などにより、避難所などに避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

7. 区役所や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報などを区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

8. 避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所を開設する。
- 避難者名簿の作成。

【災害時要援護者について】

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方。

- 障がいのある方
- 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）や介護の必要な方
- 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

地震（数時間後～72時間ぐらいまで）

1. 役割分担の見直し

ふれまち防災部役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2. 避難所の運営

学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。

女性や子育て家庭への配慮

同行避難してきたペットへの配慮

災害時要援護者への配慮

※要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応

【例】：保健室の利用など

福祉避難所（下記参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3. 生活情報の収集

生活情報の収集及び住民への周知

4. 防火・防犯パトロール

パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

【福祉避難所について】

- 神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、402箇所を「福祉避難所」に指定しています（2022年10月末時点）。
- 福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。
- 要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡する。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくこととなります。

活動指示書

情報収集・伝達

- 防災部運営本部に情報を集約する。
 - ・火災（ガス漏れなど）の発生場所
 - ・建物などの倒壊場所（生埋め、閉じ込めなど）
 - ・要援護者などの避難状況、安否状況
 - ・情報集約シートを活用する。

- 各班と連絡を取りあう。
 - ・携帯電話などが不通の場合は、伝令員を指定し連絡る。
 - ・伝令するときには、自転車などを活用する。

- ラジオ、テレビ、防災行政無線などで得た情報を集約する。

- 各班に指示した活動内などを地図や表で集約する。
 - ・統括防災リーダーから、各班への指示内容を集約する。
 - ・ホワイトボード、模造紙を活用する。

- 本部へ参集途上に得た地域内の被害状況を集約する。
 - ・各避難所へ避難してきた避難者からも情報収集する。

- 消防、警察などから得た情報を集約する。



活動指示書

安否確認

□安否確認情報の収集

- ・避難者などから近隣の要援護者の状況を収集する。

□安否不明者の確認

- ・事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- ・事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力し安否確認を行う。

《訪問先での確認手順》

□外観の確認

- ・建物に甚大な被害がないか確認する。
- ・倒壊の危険がある場合は近づかない。

□声かけ・呼びかけ確認

- ・門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

□ドアをノックする

- ・応答がない場合は、呼びかけと一緒にドアをノックする。

□庭、勝手口などの確認

- ・状況が把握できない場合は、庭や勝手口などを確認する。

《安否確認情報の集約》

- 収集した情報は、情報作戦班とともに本部で集約する。



活動指示書

救助活動

- 統括防災リーダーからの活動指示により活動を行う。
 - ・ 詳細な情報は、情報班から収集する。

- 地域の住民に協力を願って救出を行う。
 - ・ 現場付近の住民に協力を要請する。
 - ・ 現場で救助する人員を確保できない場合は、情報班と連携し、本部から人員の応援を得る。

- 消防隊などが到着すれば、手伝える範囲で救助活動を行う。

- 救出に必要な救助器具、防災器具を調達する。
 - ・ 資源管理班と連携し、防災資機材庫などの機器を活用する。

- 二次災害に注意しながら活動する。

- 複数の人数で活動する。

《救出方法》

1. 閉じ込められている人には、声をかけて安心させ状況を聞き出す。
2. ジャッキやてこを利用して、かぶさっている物を持ち上げる。
3. できた空間に角材などを入れて支える。
4. 作業のしやすい場所から除去や破壊を行う。

活動指示書

消火活動



- 火災発生状況を運営本部に連絡する。
- 地域の住民に協力を願って、消火器などによる初期消火を行う。
- 消防隊が到着したら、有効な水利（小学校のプール等）の情報を伝える。
- あらゆる消火器具を活用し消火活動を行う。
 - ・小型動力ポンプ、消火器、バケツリレー、など

《小型動力ポンプの使い方》

1. 吸管を水源に投入する。
2. エンジンをかける。
3. 真空ポンプで揚水する。
4. ホース、ノズルをつなぐ（ホースは1本20m）。
5. 放水する。

活動指示書

災害時要援護者の 避難支援

- 自宅の損傷の状況により、避難所などに避難する。
- 必要のある災害時要援護者の避難支援を行う。

《避難支援のポイント》

1. 一人暮らし高齢者
 - ・迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
2. 寝たきりの要介護高齢者
 - ・避難時は車いす、担架、ストレッチャーなどの補助器具が必要なことがある。
3. 認知症の人
 - ・安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
4. 視覚障がい者
 - ・音声による情報伝達や状況説明が必要。
 - ・避難誘導などの援助が必要。
5. 聴覚障がい者
 - ・補聴器の使用や、手話、文字、絵図などを活用した情報伝達、および状況説明が必要。
6. 言語障がい者
 - ・手話、筆談などによって状況を把握することが必要。
7. 在宅人工呼吸器使用者
 - ・避難所での電源確保が必要。